

令和元年度第2回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	令和2年1月30日（木） 午前10時00分～午前11時00分 日野市役所5階 501会議室		
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学理工学部教授） 委 員 島 弘毅（弁護士 島法律事務所） 委 員 芦田 健太（税理士 芦田健太税理士事務所）		
議事次第 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 委員長選出 4. 審議事項 （1）対象案件の概要について （令和元年10月1日から令和元年12月31日までの総務課契約締結分） （2）抽出案件について 5. その他 6. 閉会			
質問・意見		回答	
◆抽出案件について ・ 抽出案件の概要説明を事務局に求める。		・ 今回の審査対象期間は、令和元年10月1日から令和元年12月31日までとなっています。 ・ この間に総務課で契約締結した案件の総数は204件で、前年同時期に比べ10%減となっています。1年間の中で契約件数が少ない時期となっています。 ・ 10月に発生した台風の影響による修繕の契約が数件あり、地方自治法施行令で特命随意契約が認められる要件のうち「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用し、契約を締結しました。	
◆市道 K28 号線ほか1路線舗装補修工事について (入札参加希望がなかったことにより制限付一般競争入札を中止した後、指名競争入札に変更し、契約を締結したもの) ・ 7者を指名しているが、この7者以外にも指名可能な業者はあるのか。指名業者はどのように選定しているのか		・ 日野市におけるこれまでの請負実績や、現在の受注状況などにより選定しています。	

・今後の対応として「発注時期を早めることにより、再度制限付一般競争入札を行う時間の余裕が生まれる可能性があるので、適正な発注見通しを立てるよう主管課に依頼する」とあるが、参加希望がなかった原因として考えられるのが自然災害のような突発的な事象なのだとしたら、予測が困難なので、発注見通しの適正化による調整は難しいのでは。 ・今回は台風が上陸したのが10月中旬で、入札の告示を行ったのが11月下旬なので、このような状況になることが分かった時点で告示の手続きを前倒しすることはできるのでは。 ・災害等の影響で必要な作業が増えれば、予定価格を上げざるを得ないことも出てくるのでは。 ◆消防用ホース購入について (製品指定により入札を執行したが、指定製品の製造販売が終了しているため、後継品での入札を認めたもの) ・後継品による入札額は、指定品により入札された額に比べかなり低いが、使い勝手に問題はないのか。 ・消防用ホースには使用頻度や経年による劣化があると思うが、買い替えは定期的に行うのか、あるいは消防団の要望に応じて買い替えるのか。 ・当初指定していた規格のものが全て廃版となったのか。	・主管課が現場を確認した上で、必要に応じて当初予定していた設計内容を変更することはあり得ると考えます。 ・主管課に規格等を確認した上で後継品による入札を認めましたが、使い勝手に問題がないかどうかは現時点では確認できていません。 ・計画的に買い替えている部分と、消防団からの要望によるものがあると考えられます。 ・指定したメーカー・品番のものが廃版であったということで、同等の規格で流通しているものは他にもあると思われます。
---	--

- ・今回は落札した業者以外の４者が指定品で、高い金額で入札しているが、場合によっては型が古いものの方が安価なこともあると思われる。いずれにしても非常時に問題なく使用できることが第一である。入札前に、指定品が廃版となっていないことを確認したほうが良い。

◆日野市管理橋梁（鋼橋）塗膜調査業務委託について

（開札後に落札業者の資格について指摘を受けたもの）

- ・業務に必要な資格の詳細まで主管課が確認するのは難しいのでは。
- ・今回は、仕様の中に一部資格が必要な業務があり、受託者には資格を有していないため、その部分は受託者から資格を有する業者へ再委託することにより実施するとのことだが、契約額のうち自社が調査する分と再委託する分の金額の配分はどのように考えるのか。
- ・今回入札を辞退した他の業者に対しても「再委託可能」であることを示した上で入札をやり直さなければ不公平なのは。仕様書の書き方には工夫が必要。
- ・指名した５者のうち、必要な資格を有しているのが１者のみであったということだが、それであればその１者との特命随意契約ということも考えられたのでは。
- ・資格が関わる入札においては、仕様書や入札参加要件の内容についてよく確認すべき。

- ・再委託にあたり、受託者が再委託先に支払う金額については、受託者に任せます。

- ・市の委託契約では、受託者が市の承諾を得たときは、委託業務の一部を第三者に再委託することを認めています。より分かりやすい仕様書の作成に努めます。

- ・入札に先立ち、仕様書を示した上で参考見積を依頼したところ、３者から見積が提示されたので、複数の業者が実施可能な業務と判断しました。

◆令和元年度平和祈念戦没者追悼式会場

設営等業務委託について

(初度の入札において入札額が予定価格に収まらず不調となり、2度目の入札により契約を締結したもの)

- ・ 入札額が予定価格に収まらなかった場合、不測の事態が原因であっても、予算額を増やすことはできないのか。
- ・ 仕様の見直しにより費用を削減し、2度目の入札において予定価格内で落札されたとのことだが、仕様を見直すだけでは対応しきれない案件も出てくる可能性がある。入札や契約において、災害や不測の事態に柔軟に対応することが望まれる。

- ・ やむを得ない理由があり、他の予算の余剰等があれば流用が認められる場合もあるが、原則として予算の範囲内で事業を実施する必要がある。今回のようなケースでは増額はできないと考えます。